

議案第 6 0 号

専決処分の承認について《京丹後市税条例等の一部改正について》

京丹後市税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 1 2 号

専決処分書

京丹後市税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 号第 1 項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

京丹後市長 中山 泰

記

京丹後市税条例等の一部を改正する条例

(京丹後市税条例の一部改正)

第 1 条 京丹後市税条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条中「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 8 0 条第 1 項を次のように改める。

第 8 0 条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 8 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を

「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条第3項とする。

第81条第1項を次のように改める。

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）、第85条（見出しを含む。）及び第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し及び第89条（見出しを含む。）並びに第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、同項及び第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第16項から第18項まで削り、同条第19項を第16項とし、第20項を第17項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年

4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」及び「は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号、第17条第3項第2号、第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

(京丹後市税条例の一部改正の一部改正)

第2条 京丹後市税条例の一部を改正する条例（平成26年京丹後市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

(京丹後市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第3条 京丹後市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（平成26年京丹後市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京丹後市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例

第1条中「の種別割(以下「種別割」という。)」を削る。

第5条の見出し中「種別割」を削り、同条中「種別割を」を「軽自動車税を」に、「種別割証紙」を「証紙」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 この条例による改正後の京丹後市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

4 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号)新旧対照表【第 1 条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 条～第 17 条 (略) (納税証明事項)</p> <p>第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第 18 条の 4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5 (第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、<u>第 81 条の 6 第 1 項</u>、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって</p>	<p>京丹後市税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 条～第 17 条 (略) (納税証明事項)</p> <p>第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第 18 条の 4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5 (第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条_____、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって</p>

現行	改正案
<p>ては、これを課さない。</p> <p>4 商品であって使用しない軽自動車等については、<u>種別割</u> を課さない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)</u>又は軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を <u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)</u>がその製造により取得した<u>3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行という。次項において同じ。)</u>以外の目的に供するため取得した<u>3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、<u>当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第81条の2 (略)</p> <p>(<u>環境性能割の課税標準</u>)</p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p>	<p>に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p> <p>3 商品であって使用しない軽自動車等については、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を _____ _____ <u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第81条の2 (略)</p>

現行	改正案
<p><u>(環境性能割の税率)</u> <u>第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> (1) <u>法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受けるもの 100 分の 1 (2) <u>法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受けるもの 100 分の 2 (3) <u>法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第 81 条の 5 環境性能利の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> 2 <u>3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。)</u> は、<u>法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u> 2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> 3 <u>第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> <u>第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等 (3 輪以上のものに限る。)</u> のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する。</u> 2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続きその他必</u></p>	

現行	改正案
<p><u>要な事項については、規則で定める。</u> <u>(種別割)の税率)</u> 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) <u>(種別割)の賦課期日及び納期)</u> 第 83 条 <u>種別割</u>の賦課期日は 4 月 1 日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。 第 84 条 削除 <u>(種別割)の徴収の方法)</u> 第 85 条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 <u>(種別割)の証紙徴収の手続)</u> 第 86 条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する<u>種別割</u>の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第 1 項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。 <u>(種別割)に関する申告又は報告)</u> 第 87 条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 4 の 2 様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 5 様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 4 の 2 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 5 様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、</p>	<p><u>(軽自動車税)の税率)</u> 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) <u>(軽自動車税)の賦課期日及び納期)</u> 第 83 条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は 4 月 1 日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。 第 84 条 削除 <u>(軽自動車税)の徴収の方法)</u> 第 85 条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 <u>(軽自動車税)の証紙徴収の手続)</u> 第 86 条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する<u>軽自動車税</u>の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第 1 項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。 <u>(軽自動車税)に関する申告又は報告)</u> 第 87 条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 4 様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 5 様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 4 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第 33 号の 5 様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の</p>

現行	改正案
<p>次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(種別割 〃 に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(種別割 〃 の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割 〃 を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって種別割 〃 の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって種別割 〃 の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割 〃 の減免)</p> <p>第90条 市長は次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割 〃 を減免する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割 〃 の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつ</p>	<p>規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつ</p>

現行	改正案
<p>ては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって種別割<u> </u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割<u> </u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割<u> </u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受け</p>	<p>ては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受け</p>

現行	改正案
<p>なければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 445 条若しくは第 81 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8 及び 9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 2 (略)</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第 7 条の 3 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (同法第 41 条第 1 項に規定する居住年 (次条において「居住年」という。)) が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。)</u>においては、<u>法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定するところにより控除すべき額 (第 3 項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)</u>を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 及び第 34 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」とする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに、施行規則で定めるところにより、同項の</u></p>	<p>なければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 445 条若しくは第 81 条の 2 又は第 80 条第 2 項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8 及び 9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 2 (略)</p>

現行	改正案
<p><u>規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申請書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>第7条の4～第7条の8（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項</p>	<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）には</p> <p>_____、<u>法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3第1項</u>」とする。</p> <p>第7条の4～第7条の8（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項</p>

現行	改正案
<p>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項 _____ 及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
3 (略)	3 (略)
第9条～第10条 (略)	第9条～第10条 (略)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>法附則第15条第22項第1号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	3 <u>法附則第15条第21項第1号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
4 <u>法附則第15条第22項第2号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	4 <u>法附則第15条第21項第2号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
5 <u>法附則第15条第22項第3号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	5 <u>法附則第15条第21項第3号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
6 <u>法附則第15条第23項第1号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 <u>法附則第15条第22項第1号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 <u>法附則第15条第23項第2号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 <u>法附則第15条第22項第2号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	9 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 <u>法附則第15条第25項第2号</u> に規定する設備について同号に規定す	12 <u>法附則第15条第24項第2号</u> に規定する設備について同号に規定す

現行	改正案
<p>る市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>13 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>14 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第 15 条第 25 項第 4 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>20 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 10 条の 3 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市</p>	<p>る市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>13 法附則第 15 条第 24 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>14 法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第 15 条第 24 項第 4 号 に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 10 条の 3 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 17 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市</p>

現行	改正案
<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第 12 条第 23 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第 12 条第 24 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第 12 条第 31 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる次項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第 12 条第 24 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第 12 条第 25 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第 12 条第 32 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる次項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

現行	改正案
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 31 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13 及び 14 (略)</p> <p>15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 19 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>第 11 条～第 15 条 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 京都府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車</u>が法第 446 条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>3 京都府知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の</u></p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 32 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13 及び 14 (略)</p> <p>15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 20 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>第 11 条～第 15 条 (略)</p>

現行

改正案

認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>

現行			改正案		
第3号	100分の3	100分の2			
<p>2 家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	略		
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円			
	10,800円	12,900円			
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円			
	5,000円	6,000円			
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	略		
第2号ア(ウ)(a)	6,900円	1,800円			

現行		改正案	
	10,800円	2,700円	
第2号ア(ウ)(b)	3,800円	1,000円	
	5,000円	1,300円	
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当</p>		<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当</p>	

現行	改正案
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第17条の2 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第17条の2 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

現行	改正案
<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

現行	改正案
<p>額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項<u>及び第 7 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の京丹後市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>この条例による改正後の京丹後市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</u></p> <p>4 <u>この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p> <p>5 <u>令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成 26 年京丹後市条例第 23 号)新旧対照表【第 2 条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 6 月 3 日 条例第 23 号</p> <p>附 則 第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る京丹後市税条例第 82 条及び附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; margin-top: 10px; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</div>	<p>京丹後市税条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 6 月 3 日 条例第 23 号</p> <p>附 則 第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る京丹後市税条例第 82 条及び附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; margin-top: 10px; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</div>

京丹後市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例
 (平成 26 年京丹後市条例第 30 号)新旧対照表【第 3 条関係】

現行	改正案
<p><u>京丹後市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例</u></p>	<p><u>京丹後市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税</u> <u>の特例に関する条例</u></p>
<p>平成 26 年 9 月 3 日 条例第 30 号</p>	<p>平成 26 年 9 月 3 日 条例第 30 号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第 1 条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和 27 年法律第 119 号)第 2 条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車又は 2 輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税の種別割(以下「種別割」という。)の税率及び徴収の方法について、京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号。以下「条例」という。)の特例を定めるものとする。</p>	<p>第 1 条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和 27 年法律第 119 号)第 2 条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車又は 2 輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税 <u>の特例</u>の税率及び徴収の方法について、京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号。以下「条例」という。)の特例を定めるものとする。</p>
<p>(種別割 <u>の税率</u>)</p>	<p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p>
<p>第 2 条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割 <u>の税率</u>は、条例第 82 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第 2 条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u>の税率は、条例第 82 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 原動機付自転車 年額 500 円 (2) 軽自動車 ア 2 輪又は 3 輪のもの 年額 1,000 円 イ 4 輪以上のもの 年額 3,000 円 (3) 2 輪の小型自動車 年額 1,000 円</p>	<p>(1) 原動機付自転車 年額 500 円 (2) 軽自動車 ア 2 輪又は 3 輪のもの 年額 1,000 円 イ 4 輪以上のもの 年額 3,000 円 (3) 2 輪の小型自動車 年額 1,000 円</p>
<p>(種別割 <u>の徴収の方法</u>)</p>	<p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p>
<p>第 3 条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割 <u>は</u>、条例第 85 条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>第 3 条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u> <u>は</u>、条例第 85 条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(種別割 <u>の証紙徴収の手続</u>)</p>	<p>(<u>軽自動車税</u>の証紙徴収の手続)</p>
<p>第 4 条 前条に掲げる軽自動車等に対する種別割 <u>の</u> 納税義務者は、毎年 4 月中に市長が発行する軽自動車税の種別割証紙を購入して、当該種別割を払い込まなければならない。</p>	<p>第 4 条 前条に掲げる軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u>の納税義務者は、毎年 4 月中に市長が発行する軽自動車税の <u>証紙</u>を購入して、<u>当該軽自動車税</u>を払い込まなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 前項の場合において、<u>種別割の</u> 納税義務は、購入した軽自動車税の<u>種別割証紙</u>に検印を受けたときに完了するものとする。 (軽自動車税の<u>種別割証紙</u>の携帯等)</p> <p>第5条 <u>種別割を</u> 納付した者は、当該軽自動車等を使用する場合においては、常に軽自動車税の<u>種別割証紙</u>を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 前項の場合において、<u>軽自動車税の納税義務は、購入した軽自動車税の</u> <u>証紙</u>に検印を受けたときに完了するものとする。 (軽自動車税の <u>証紙</u>の携帯等)</p> <p>第5条 <u>軽自動車税を</u>納付した者は、当該軽自動車等を使用する場合においては、常に軽自動車税の <u>証紙</u>を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
1	(納税証明事項) 第18条の3	<環境性能割の廃止に伴う規定の整備> 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。	規則第1条の9
2	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条(2)(3)	<環境性能割の廃止に伴う規定の整備> 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、環境性能割に関する引用規定が廃止されたことから、本規定から削除するもの。	法第463条の2① 法第463条の24①
3	(軽自動車税の納税義務者等) 第80条①～③	<環境性能割の廃止に伴う規定の整備> 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、第1項で環境性能割に係る部分を削除し、第2項は環境性能割のみに関する規定であるため廃止する。これに伴い、第3項以降の項番号を繰り上げるとともに、条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるなどの整理を行うもの。	法第443条①～③
4	(軽自動車税のみならず課税) 第81条①～④	<環境性能割の廃止に伴う規定の整備> 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、第1項及び第2項から環境性能割に係る部分を削除するとともに、第3項及び第4項は環境性能割のみに関する規定であるため廃止するもの。	法第444条①～④
5	(環境性能割の課税標準) 第81条の3	<環境性能割の廃止に伴う規定の整備> No.5～No.10	法第450条
6	(環境性能割の税率) 第81条の4	軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、各条項とも環境性能割のみに関する規定であるため廃止するもの。	法第451条①～⑥

京丹後市税条例の一部改正 改正概要

議案第60号 参考資料

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
7	(環境性能割の徴収の方法) 第81条の5		法第453条
8	(環境性能割の申告納付) 第81条の6①②		法第454条①②
9	【環境性能割に係る不申告等に関する過料】 第81条の7①～③		法第457条
10	(環境性能割の減免) 第81条の8①②		法第461条
11	(種別割の税率) 第82条		<環境性能割の廃止に伴う規定の整備> No.11～No.14
12	(種別割の賦課期日及び納期) 第83条①②	軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、見出し及び条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。	法第463条の16 法第463条の17
13	(種別割の徴収の方法) 第85条		法第463条の18①～③
14	(種別割の証紙徴収の手続) 第86条		法第463条の18④
15	(種別割に関する申告又は報告) 第87条①～③		<環境性能割の廃止に伴う規定の整備> 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、見出し及び条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに、引用規定の変更に伴う所要の改正を行うもの。

京丹後市税条例の一部改正 改正概要

議案第60号 参考資料

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
16	(種別割に係る不申告等に関する過料) 第88条	<p><環境性能割の廃止に伴う規定の整備></p> <p>軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、見出しの「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。</p>	<p>法第463条の21 法第463条の22①～③</p>
17	(種別割の減免) 第89条①～③	<p><環境性能割の廃止に伴う規定の整備></p> <p>No.17～No.18</p> <p>軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、見出し及び条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。</p>	<p>法第463条の23</p>
18	(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条①②④⑤	<p><環境性能割の廃止に伴う規定の整備></p> <p>軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、見出し及び条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。</p>	<p>法第463条の23</p>
19	(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条②⑦	<p><環境性能割の廃止に伴う規定の整備></p> <p>軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに、第2項の引用規定の変更に伴う所要の改正を行うもの。</p>	<p>法第463条の18③</p>
20	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 附則第15条の2①～④	<p><環境性能割の廃止に伴う規定の整備></p> <p>No.20～No.24</p> <p>軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、当該規定を廃止するもの。</p>	<p>法附則第29条の9①～⑤</p>
21	(軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 附則第15条の3		<p>法附則第29条の10①②</p>
22	(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例) 附則第15条の4		<p>法附則第29条の11</p>

京丹後市税条例の一部改正 改正概要

議案第60号 参考資料

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
23	(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付) 附則第15条の5		法附則第29条の16①②
24	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 附則第15条の6①②		法附則第29条の18①②
25	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 附則第16条①～④	<p><環境性能割の廃止に伴う規定の整備></p> <p>軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、見出し及び条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに、引用規定の変更に伴う所要の改正を行うもの。また、第2項及び第3項については、初回車両番号指定を受ける期間が変更されたことから、所要の改正を行うものとし、第4項については、環境性能割のみに関する規定であるため廃止するもの。</p>	法附則第30条①～④
26	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 附則第16条の2①～③	<p><環境性能割の廃止に伴う規定の整備></p> <p>軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されたことから、見出し及び条文中の「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに、引用規定の変更に伴う所要の改正を行うもの。</p>	法附則第30条の2①～③
27	(所得割の課税標準) 第33条	<p><特定配当等に係る規定の追加></p> <p>本規定は、上場株式等の配当所得(特定配当等)を住民税の所得割の計算から除外することを定めるものであるが、今回の改正により、特定配当等のうち、非上場株式に係る小口配当等を対象外とする規定を追加するとともに、併せて文言の整理を行うもの。</p>	法第313条⑫

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
28	(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 附則第7条の3	<p><適用手続きの見直しに伴う規定の整備></p> <p>本規定は、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の住民税から控除することを定めるものであるが、住民税における住宅ローン控除の適用手続きを簡素化・恒久化し、市への申告を要さず自動的に適用する仕組みにするとともに、引用規定の変更に伴う所要の改正を行うもの。</p>	法附則第5条の4
29	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 附則第8条	<p><適用期限の延長に伴う規定の整備></p> <p>肉用牛の売却所得に係る税負担の軽減を図るため、課税の特例の適用期限が3年延長されたことに伴い、条文中の年度を更新するとともに、引用規定の変更に伴う所要の改正を行うもの。</p>	法附則第6条④⑤
30	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 附則第10条の2	<p><項ズレの反映及び条項の削除></p> <p>第3項から第15項は項ズレに伴う引用項番号の整備。第16項から第18項は廃止に伴い削除するもの。</p>	法附則第15条
31	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 附則第10条の3	<p><引用規定の変更に伴う所要の整備></p> <p>No.31~No.39</p> <p>条文中の引用規定の変更に伴う所要の改正を行うもの。</p>	
32	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 附則第16条の3		法附則第33条の2⑦

京丹後市税条例の一部改正 改正概要

議案第60号 参考資料

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
33	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 市民税の課税の特例) 附則第16条の4		法附則第33条の3⑦
34	(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例) 附則第17条		法附則第34条
35	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例) 附則第18条		法附則第35条⑧
36	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個 人の市民税の課税の特例) 附則第19条		法附則第35条の2⑧
37	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の 市民税の課税の特例) 附則第20条		法附則第35条の4⑤
38	(特例適用利子等及び特例適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例) 附則第20条の2		外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に 関する法律第8条⑧
39	(条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例) 附則第20条の3		租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律第3条の2の2⑪